

令和 7 年度 危機管理マニュアル

板橋区立上板橋第二中学校

1 日常における学校防災体制

I 学校における防災体制

1 学校防災委員会の設置

- (1) 校長は、各学校の実状に応じて、副校長、防災安全担当等を構成メンバーとする「学校防災委員会」を設置し、「学校防災計画」を作成するとともに、日常的な学校防災体制を整備する。
- (2) 組織、役割分担を整える（校長をトップに、防災安全担当（生活指導主任）の元に総務、安全管理、防災教育、防災訓練、研修担当を置く。各項目は生活指導部（防災安全担当）が所掌する。

〈学校防災委員会の主な役割〉

- ① 「学校防災計画」の策定
- ② 防災教育・防災訓練の計画、実行
- ③ 教職員に対する研修の実施
- ④ 日常的な施設点検等の実施
- ⑤ 教育委員会事務局、区役所（防災課）や地域防災拠点運営委員会との連絡・調整

2 東海地震の事前対応計画

I 「東海地震に関連する情報」の概要

1 「東海地震に関連する情報」について

- (1) 「東海地震に関連する情報」は、
 - 「観測情報」東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合に発令。
 - 「注意情報」東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表。
 - 「予知情報」東海地震が発生する恐れがあると認められた場合に発表。の3つのレベルに分けられる。
- (2) 予知情報を受けて、内閣総理大臣は**強化地域**に、**警戒宣言**を発令する。
- (3) 「強化地域」の指定は東海地方を中心に8都県263市町村が指定され、東海地震発生時には、震度5弱・5強程度の揺れが予想されるため、強化地域に準じて対策を講じることとしている。

2 基本的対応について（概要）

	区への対応	学校の動員体制	学校における生徒等に対する措置
観測情報	平常体制		
注意情報	区警戒本部 の設置	<u>経営責任職・運営責任 職（校長・副校長）</u>	1 <u>在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。</u>ただし、<u>注意情報</u>発表時又は生徒の障がいに応じて、学校において直接保護者に引き渡す。 2 学校、地域、生徒の実態に応じて、学校において直接保護者に引き渡す。 3 留守家庭等の生徒については、学校で保護する。（※事前に確認が必要） 4 遠隔地からの通学者については、学校で保護する。 5 通学中、在宅中に注意情報（又は警戒宣言）が発せられた場合は、休校とする。 なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。
予知情報 ↓ 警戒宣言 発令	区災害対策 本部の設置	<u>全員配備</u> <u>勤務時間外において 警戒宣言の報道に接 したときは、動員命令 を待つことなく自発 的に参集する。</u>	

Ⅱ「東海地震注意情報」発令時の対応

1 配備及び動員体制

（１）区への対応

- ① 注意情報が発令された場合には、区に警戒本部が設置され、原則として「警戒配備」が発令される。
- ② 動員対象となる職員は、経営責任職、運営責任職、防災担当職員、遠距離通勤者及び各局区長が定めたその他の職員とし、各所属に参集することと定められている。

（２）区立学校における職員の配置と動員

- ① 区立学校については、校長、副校長が、それぞれ所属校に参集する。
- ② 防災活動上必要と認めるときは、校長の判断により、配備体制を強化することができる。

2 「注意情報」発令時における学校がとるべき措置

（１）「東海地震注意情報」等の伝達

- ① 来校者、生徒、教職員に対して、「東海地震注意情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 生徒等に対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、帰宅させる。
ただし、生徒の障がいに応じて、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 学校、地域、生徒の実態に応じ、状況によって学校において保護者に引き渡す。
- ③ 留守家庭等の生徒については、学校で保護する。
- ④ 区外等遠隔地からの通学者については、学校で保護する。
- ⑤ 通学中又は在宅中に「東海地震注意情報」が発せられた場合は、休校とする。
なお、登下校時にあっては、帰宅する等の措置を講じる。

(3) 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った段階で、教育委員会指導室（指示がなくても自動的に）に報告する。

【報告事項】

- ・ 学校に保護している生徒の状況（人数）
- ・ その他

(4) 学校においてとるべきその他の措置（本区施設共通）

「区防災計画」では、注意報発令時に本区施設がとるべき措置を示しており（下記表のとおり）、学校においても、同様の対応を行う必要がある。

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置 (避難誘導・安否確認班)	避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検
イ 通信・放送設備の点検 (放送担当)	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の確認 (避難誘導・安否確認班)	使用する機械設備、電気設備の確認
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認 (消火・安全点検班)	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置 (各防火管理責任者)	1 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 2 消化用水の確認
カ 危険物の安全等確保 (各防火管理責任者)	1 流出、発火、爆発のおそれのある危険物等の安全確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水 (消火・安全点検班)	1 受水槽への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認 (消火・安全点検班)	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認 (避難誘導・安否確認班)	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ 救護体制の確認 (救出・救急医療班)	救護機材の確認 薬品類の確認
サ その他 防災安全担当（生活指導主任）	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

(5) 震災時避難場所の点検

区警戒本部長は、警戒宣言の発令の備え、必要に応じて震災時避難場所へ連絡要員を派遣するとともに備蓄資機材等の点検・確認を行う。

この際、校長は、生徒の安全確保の支障とならない範囲で積極的に協力する。

Ⅲ「東海地震予知情報」「警戒宣言」発令時の対応

1 「警戒宣言」発令時の本区の対応

(1) 区災害対策本部の設置

- ① 区長は、警戒宣言が発令されたときは、災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、板橋区災害対策本部を設置する。また、区本部長は、「全員配備」を発令する。
- ② 区長は、警戒宣言が発令されたときは、区役所内に区本部を設置する。

2 学校教職員の配備体制及び学校災害対策本部の設置

- (1) 警戒宣言が発令されたとき、学校教職員は全員配備となり、勤務場所以外にいるときは、動員命令を待つことなく自動的に所属校へ参集しなければならない。
- (2) 学校長は、警戒宣言発令に伴って、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずる。
(その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。)

3 「警戒宣言」発令時において学校がとるべき措置

(1) 「東海地震警戒宣言」等の伝達

- ① 来校者、生徒、教職員に対して、「警戒宣言」「地震予知情報」等の内容を非常放送、校内放送等により伝達する。
- ② 冷静な行動、とるべき措置について周知する。

(2) 生徒等に対する措置

- ① 在校時は、原則として授業を打ち切り、学校において直接保護者に引き渡す。
- ② 通学中又は在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、休校とする。なお、登下校時にあつては、帰宅する等の措置を講じる。※留守家庭等の生徒については、学校で保護する。(事前確認)
- ③ 校外活動時
 - (ア) 宿泊を伴う校外活動時(修学旅行等、榛名・日光移動教室等)の場合は、強化地域内外を問わず、所在地の警戒本部または災害対策本部の指示に従い、速やかに学校に連絡する。校長は、情報を保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。
 - (イ) 宿泊を伴わない校外活動時(日帰り遠足、社会科見学等)の場合は、所在地の官公署等から連絡を取り、速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。帰校後生徒等の措置は在校時と同様にする。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合は、速やかに学校に連絡する。校長は、保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告する。行き先が強化地域内の場合は、所在地の警戒本部の指示に従う。また、速やかに学校に連絡し、校長は保護者に連絡するとともに、対応状況を教育委員会指導室に報告し、現地の責任者に適切な指示を与える。

4 当面の措置等の決定と教育委員会指導室への報告

「東海地震に関連する情報」を受けて、学校が臨時休校措置等を決定した段階で、教育委員会指導室へ報告する。教育委員会指導室から指示がなくても、報告する。

5 学校においてとるべきその他の措置

区 分	主 な 措 置
ア 来校者等への安全確保措置 (避難誘導・安否確認班)	1 避難通路の確保、非常口の開錠と開放 2 避難器具（救助袋、梯子、緩降機等）の点検 3 必要に応じて退避の指示 4 施設の立入禁止区域の設定及び周知 5 退避の際の誘導責任者は、危機管理マニュアルに定める避難誘導班長として、階段等避難設備を利用して安全な場所に誘導 6 退避誘導後、校内残留者を把握
イ 通信・放送設備の点検 (放送担当)	1 防災用行政無線等通信手段の点検・確認 2 放送設備、携帯ハンドマイク等の点検・確認
ウ 機械設備、電気設備の点検 又は使用停止措置 (避難誘導・安否確認班)	次の設備は使用停止とする。 1 冷・暖房設備 2 その他必要以外の電気・機械設備
エ 設備、備品等の転倒及び落下防止等確認 (消火・安全点検班)	1 窓ガラス等の飛散及び落下防止確認 2 ロッカー、書庫、書棚等の転倒防止確認 3 諸物品等の落下防止確認
オ 出火防止措置 (各防火管理責任者)	1 火気使用の制限、やむを得ず使用する場合、火気使用機器及び場所を確認し、地震が発生した場合、直ちに消火できる措置を講じる。 2 ガス器具及び火気使用場所の点検、確認 3 使用していないガスの元栓の閉止 4 消化用水の確認
カ 危険物の安全等確保 (各防火管理責任者)	1 流出発火爆発のおそれのある危険物等安全 確認 2 貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスの保管場所、転倒防止、漏えい防止確認 3 緊急遮断装置など安全装置類の確認
キ 緊急貯水 (消火・安全点検班)	1 受水層への緊急貯水 2 飲料水の貯水
ク 消防用設備等の点検・確認 (消火・安全点検班)	防火戸、火災報知設備、消火栓設備、消火器、スプリンクラー等の点検・確認
ケ 非常電源の点検・確認 (避難誘導・安否確認班)	自家発電設備、可搬式発電機、電池等の点検・確認
コ 救護体制の確認 (救出・救急医療班)	救護機材の確認 薬品類の確認
サ その他	1 施設、設備固有の特性、機能について必要な点検 2 緊急車両、救援物資輸送車両等の駐車場の確認 3 応急活動用資器材等の確認 4 応急活動体制の準備

③巨大地震が発生した場合の学校の初期対応

I 巨大地震が発生した場合の初期対応

1 学校災害対策本部の設置

震度5弱以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員、生徒の在校中の場合と夜間や休日等で不在の場合とでは、初期対応は異なるが、学校は、早期に学校災害対策本部を設置し、初期対応を行うこととする。

そのため、あらかじめ震災時における教職員の動員体制を全員が明確に把握するとともに、組織的な対応が図れるように準備しておく。

なお、校長は、「東海地震警戒宣言」が発令された場合にも、学校災害対策本部を設置し、あらかじめ定めた班編成に基づき職員を配備につけ、地震防災応急活動を命ずることとなる。その際、教職員の参集状況に応じて、あらかじめ定めた班編成を基本としつつ、弾力的な人員配置を行う。

- (1) 校長は、生徒の安全確保を図るため、災害時における学校災害対策本部の組織を定め、校長を本部長とし、全教職員の役割分担を決める。
- (2) 班の編成・名称等については、各学校の人員体制等実情に応じて編成する。また、班は、災害の発生状況や事態の推移によって、その必要性が異なることから弾力的に編成する。
- (3) 班の編成については、核となる担当者を定め、あとは臨機応変に対応できるシステムにすることが望ましい。また、職員の出張等で不在の場合、夜間・休日等で参集した教職員が少ない場合、担当係の任務が一部終了した際などに、弾力的対応がとれるように計画する。
- (4) 住民対応・避難場所支援班は、地域防災拠点として学校は指定されているため、避難者が来ることも想定して準備しておく。
- (5) 教育再開については、災害発生直後からではなく、被害の規模・程度にもよるが発災後3日程度経過した後に準備を始めることが想定される。特に班を編成するのではなく、学校本来の業務であるため、教育再開の準備活動として行うこととする。
- (6) 日頃から災害時の役割を教職員に周知徹底する。

☆ 学校防災連絡会においても、校長は委員を兼ねている。また、学校防災連絡会には、「学校再開準備班」があり、震災時には、教職員も代表者が参加することになっている。

※震災時における学校再開準備班・・・校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任
学校から徒歩1時間圏内に居住の教職員とする。
学校再開準備班が集まり次第、校長を筆頭に上記(1)から順に実行する。

上板橋第二中 学校災害対策本部 組織図

本部長（校長）	総括本部 校長 副校長 主幹教諭 ○ 校長、副校長及び各班長（又は代理者）を中心に教職員で構成。 ○ 各班との連携のもと、校内の被災状況等の把握を行うとともに、区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡にあたる。 ○ 被害の状況等に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策の決定など生徒、教職員の安全確保や地域防災拠点の運営支援などの業務に関し、各班との連絡調整を行う。 ○ 非常持ち出し書類等を搬出 ○ 報道関係等の対応	
	避難誘導・安否確認班 ○生活指導主任（養護教諭と連携する） 各学年主任 教員 2 名	○ 学級全員の安否を確認し、総括本部に報告する。 ○ 安全確認した生徒等は、安全連絡カード等によりチェックする。 ○ 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教育活動・授業の再開に向けて、生徒、教職員の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。 ○ <u>この班は、発災後速やかに行動を開始する必要があるが、特に、救出・救急医療班との密接な連携のもとに行動する必要がある。</u>
	消火・安全点検班 ○教務主任 教員 1 名 栄養士	○ 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。 ○ 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、第二次避難場所及び避難路を確保する。 ○ 二次災害等の危険を防止するために必要な措置を講じる。
	救出・救急医療班 ○養護教諭（生活指導主任と連携する） A・B・C 班にそれぞれ教員 2 名を配置	○ 養護教諭及び救命・救急経験者等を中心に組織する。 ○ 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救命にあたる。 ○ <u>避難誘導・安否確認班と密接な連携</u>をとり、負傷した生徒、教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。

学校防災連絡会における役割

区 分	主な役割
地域住民	地域防災拠点の管理、情報の受伝達、救護、食料等物資の配付、避難場所での相互扶助など
行政	地域防災拠点の指定、避難場所の安全性の確保、食料等物資の確保、医療救護、情報の受伝達、市民生活の自立支援など
学校	生徒の安全確保、学校施設の管理、教育の早期再開など

2 巨大地震発生直後における学校災害対策本部の動き

段階		班	各班の事務分掌と主な動き等
地震発生	学校	総括本部 校長 副校長 主幹教諭 避難誘導・安否確認班 ○生活指導主任 各学年主任 教員 2 名 消火・安全点検班 ○教務主任 教員 1 名 栄養士 (給食室) 救出・救急医療班 ○養護教諭 A・B・C 班 にそれぞれ 教員 2 名を 配置	○災害対策の総括指揮 ○各班との連絡調整 ○非常持ち出し品を搬出 ○ <u>区災害対策本部、教育委員会事務局等との連絡調整</u> <u>学校の敷地図、ラジオ、ハンドマイク、</u> <u>緊急活動の日誌、トランシーバー、携帯電話</u> ○生徒の安全確保、避難誘導、人員確認→救出・消火班との連携 ○生徒、教職員の安否確認 ○行方不明者の搜索 ○保護者への生徒の引き渡し ○保護者の迎えがない生徒の保護 ・揺れが収まった直後に、指定された避難経路等を使って避難させる。 ・行方不明の生徒、教職員を総括本部に報告 ・生徒の引渡場所を指定 ・保護者や後見人が到着次第、身元確認・引き渡し、 クラスの出席簿、生徒引き渡しカード 集合場所のクラス配置図 ○初期消化活動 ○校舎施設設備の安全点検、危険物除去 ○被害状況の把握 ・施設等の構造的被害の程度を調査し、連絡する。 消火器、ヘルメット、手袋、道具セット 公共設備や建物、敷地損害調査リスト ○負傷者の救出→避難誘導・安否確認班/消火安全点検班との連携 ○負傷者の応急手当、病院への搬送 ・職員 2 人 1 組のチームで、特定の区域の負傷者の救出・救命 ・各教室、体育館、トイレ等のチェック

保護者への引渡し		住民対応 ・避難場所支援班	・医療援助が必要か判断 - ヘルメット、丈夫な靴、のこぎり、革手袋、防塵マスク、トランシーバー、担架、毛布、かたてこ ○避難住民の誘導 ○避難場所開設の支援 ○避難住民のうちの負傷者の応急手当
引渡し後  3日目	学校 学校	住民対応・避難場所支援班 教育再開のための準備活動	○避難住民のうちの負傷者の応急手当 ○学校施設設備の安全点検 ○生徒の安否確認、名簿作成 ○問い合わせ、外来者との対応
4日目以降	学校	教育再開のための準備活動	○学校施設設備の再点検、整備、補修必要箇所の集約 ○学習の場の確保（学校間、他機関等との連携） ○生徒の安否及び避難先の確認、名簿作成 ○学用品、教材、教具の不足品のリストアップ - 救援依頼、配分等 ○通学路の安全確認 ○保護者説明会の開催 ○応急教育計画の作成 ○生徒の転出入事務
7日目以降	運営委員会	学校再開準備班	○避難住民や地域住民への学校情報の伝達 ○学校再開について避難住民や地域住民との協議・説明 ○学校再開にあたっての避難場所スペースの調整

3 教育委員会指導室への報告

各学校は、地震時には、教育委員会指導室に、あらかじめ定めた方法により、被害状況等に応じて、適時、適切に被害状況等を報告すること。

(1) 第1次報告「地震発生時における被害状況等の報告」様式—4

地震発生後早期に報告

(2) 第2次報告「大震災による被害状況詳細報告」様式—5

大震災後7日以内に報告

(3) 第3次報告「学校教育活動再開見通し報告」様式—6

状況把握でき次第

4 三次避難場所について 三次避難場所は、「都立城北中央公園」とする。

Ⅱ 大規模な地震が発生した場合の対応行動【対応マニュアル】

1 授業中

安全確保	教職員	○落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 ➡ 的確な指示「頭部を保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」など ○使用している火気の消火、出口の確保に努める。 〈大きな揺れが収まったら〉 ○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す。 ○電源を切り、ガスの元栓を閉める。
	生徒 一次避難	○慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。 ○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。 ○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。） ○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。〈大きな揺れが収まったら〉 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
	避難誘導	教職員 ○生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。 ○火災場所及びその上層階の生徒の避難を優先する。 ○隣接クラスが連携して避難し、集団の前後には教職員を配置する。 ○落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。 ○生徒の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 ➡ 的確な指示「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」 ○校内にいる人員を把握する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所に移動する。
	生徒 二次避難	○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。 ○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。 ○ガラスの破片でけがをしないように注意する。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

災害対策 本部設置	教職員 ○役割分担に従って行動を開始する。 ○住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。
火元確認 ・ 設備点検	教職員 ○出火を確認したら直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。 ○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。 ○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。
救出活動 ・ 応急救護	教職員、生徒 ○養護教諭を中心に救出・救急医療班を編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。 ○避難誘導・安否確認班、消火・安全点検班と連携して、行方不明者の搜索、救出活動を行う。 ○消防機関、消防団、 地域防災拠点運営委員会 の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった生徒、教職員等の救出救助活動を行う。
情報収集 ・伝達	教職員 ○区災害対策本部、 地域防災拠点運営委員会 と密接に連携を取り、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。
状況に応じた児童生徒の下校・引渡し	教職員 ○保護者と連絡を取り、状況に応じて生徒の引渡しを開始する。 ○保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。 ○下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。 生徒 ○帰宅後は、学校の指示、地域の取り決め等に従って行動する。

2 放課後・登下校時

教職員

○校内にいる生徒に、落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

➡ 〈大きな揺れが収まったら〉

○ストーブ、コンロ、ガス等の火を消す

○電源を切り、ガスの元栓を閉める。

生徒 一次避難

〈学校内にいるとき〉

○窓ガラスなど落下物等から身を守る。

○慌てて校舎外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。

○廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。

○体育館では、できるだけ中央に避難する。（ただし、天井等の状況による。）

○校庭にいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、校庭中央に避難する。

〈通学路上〉

○看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物等から身を守る。

○最寄りの避難場所、あらかじめ定めてある避難場所、近くの公園、空き地など安全な場所へ、直ちに避難する。

○登下校途中で地震が発生した場合は、学校か自宅か近い方に避難する。

○バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。

○地震発生時に危険な場所には近づかない。



●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れた道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。

●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。

○家庭や学校と連絡を取って状況を報告するとともに、その指示に従う。

○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

避難誘導	〈学校内にいるとき〉 教職員 ○避難誘導・安否確認班は、生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携帯し、生徒を安全な場所に誘導する。その際、便所、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる生徒の所在に十分留意する。 ○落下物に注意し、かばん、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。 ○生徒の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 ○校内にいる人員を把握する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○二次災害の危険が予想される場合は、直ちに安全な広域避難場所に移動する。 生徒 二次避難 ○防災頭巾等で頭を守り、荷物を持たずに上履きのまま行動する。 ○避難の途中で教室等に戻ったり、みだりに集団・隊列から離れたりしない。 ○ガラスの破片でけがをしないように注意する。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
	教職員 ○役割分担に従って行動を開始する。 ○在校する教職員の人数を把握し、限られた人数の場合には、優先順位を決めて重点的に対応する。校長、副校長が在校しないときには、代行者がリーダーシップを発揮し、教職員が協力して対応する。 ○住民対応・避難場所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。
	教職員 ○出火を確認したら直ちに、消火・安全点検班が中心になって、初期消火に当たり、延焼を最小限に止める。 ○理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。 ○校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。
	教職員、生徒 ○救出・救急医療班を養護教諭中心に編成し、応急救護にあたるとともに、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送等を行う。 ○消防機関、消防団、地域防災拠点運営委員会の救出救護班など地域住民の協力も得て、建物の倒壊等により生き埋めになった生徒、教職員等の救出救助活動を行う。
災害対策本部設置	
火元確認・設備点検	
救出活動・応急救護	

**情報収集
・伝達**

教職員

- 区災害対策本部、地域防災拠点運営委員会と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（家屋の倒壊、火災の発生、道路の亀裂、出水など）の確認に努める。
- 特に、生徒の行動範囲が広がっているため、通学路上での被害の有無について情報収集に努め、状況によっては現地調査を行う。

**状況に応じた生徒
の下校・
引渡し**

教職員

- 保護者と連絡を取り、状況に応じて生徒の引渡しを開始する。
- 保護者と連絡が取れない場合は、学校で保護する。
- 下校する場合は、集団で行動するよう指示する。必要に応じて、教職員が引率する。

生徒

- 帰宅後は、学校の指示、家族との約束、地域の取り決め等に従って行動する。

3 校外学習・遠足・移動教室・修学旅行等の時

区災害無線機の貸し出しを申請して、現地で活用する。

安全確保・避難誘導	教職員
	○看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 ○古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線には近づかない。 ○海岸や海辺周辺、川岸、橋の上にいる場合には、津波のおそれがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。津波の高さは10メートル以上のビルの高さとなって襲ってくることもあるので、十分注意する。 ○山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 ○最寄りの避難場所など安全な場所に避難誘導し、生徒の状況を確認する。 ○電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。 ○負傷者の有無を確認する。 ○生徒の不安の緩和に努める。 ○避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。
	生徒 一次避難 ○落下物から身を守るなど、安全確保を図る。 ○教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 ○流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

救出活動・応急救護	教職員、生徒 ○負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて地元の消防署に通報し、医療機関への搬送を行う。 ○建物の倒壊等により生徒・教職員等が生き埋めになった場合には、地元の消防署、消防団等に救出依頼する。
------------------	--

災害対策本部設置 情報収集・伝達	教職員 ○現地の教職員は、災害無線機・携帯電話等で学校・区役所防災危機課に状況を報告する。 ○状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。 ○学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。 ○状況によっては、現地に救助・応援のため職員を派遣する。 ○保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。
-----------------------------	--

4 夜間・休日

災害対策
本部設置

教職員

- 学校再開準備班は学校に集合する。
- 校長を学校災害対策本部の本部長とし、全教職員の役割分担を決定する。

火元確認
・
設備点検

教職員

- 学校内における安全点検の実施を行う。
- ※理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。
- ※校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。

情報収集
・伝達

- 学校等緊急連絡メールを利用し、校長（本部長）から保護者へメール送信を行う。
- 区災害対策本部、**地域防災拠点運営委員会**と密接に連携をとり、地域や通学路の状況（出火、倒壊、亀裂、出水など）の確認に努める。

5 地震発生時の教職員の安全指導

授業中【普通教室にいる時】	
発生時の第一行動	○ 騒がないこと。 ○ 慌てて教室外に飛び出さないこと。 ○ 先生の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 窓や窓際から離れること。 ○ 自分の身の安全を確保すること。 ○ 机等の下にもぐること。 ○ 火気は、すぐ消火できる場合は素早く処理し、できない場合は揺れが小さくなってから消火すること。
避難行動	○ 放送等の指示により避難を開始すること。 ○ 静かに迅速に整列すること。 ○ 4つの約束を守り、素早く行動すること。 ・ おさない ・ かけない ・ しゃべらない ・ もどらない 「お・か・し・も」の約束 ※ 災害によっては、早足で避難しなければならない場合があるので、適切な判断と指示が重要となる。 ○ 決められた場所に整列して集合すること。 ○ 落ち着いて待機すること。
教職員の指示と行動	○ どのような行動をするのか大声で明確に指示する。また、心の安定を図るため今より大きな地震は起こらないことを知らせる。 ○ 机が揺れによって移動することがあっても机の下にもぐらせ、防災頭巾や座布団などで頭を守らせる。 【指示例】 ・ 「大丈夫、あわてるな」 ・ 「静かにして、落ち着け」 ・ 「外に出るな」 ・ 「机の下にもぐれ」 ・ 「頭を下げて、じっとしている」 ・ 「机の脚を両手でしっかりつかめ」 ・ 「揺れがおさまるまで頭を出すな」 ・ 「大丈夫だ。心配するな。落ち着け」 ○ 窓際やテレビ、ロッカーなどから離れさせる。頭部を反対方向に向かせる。 ○ 揺れが収まったら、教室の窓やカーテン、出入り口を開け出口を確保する。 ○ ストーブ等の火気使用中の場合は、生徒をストーブから離れさせ、消火する。 ○ 生徒等が反射的に外に飛び出すことのないようにしっかり掌握する

授業中【特別教室にいる時】	
教職員指示と行動	○ 特別教室においても普通教室と基本的には同じであるが、臨機応変な行動がとれるよう、とっさの判断と指示が必要になる。 ○ 机の形、大きさ、数が普通教室と違うが、敏速に身の安全確保ができるよう指示する。 ○ 実験や実習で火気を使用している場合、直ちに消火し、火災の発生や火傷を防止するとともに安全に処理させる。 ○ 実験や実習で機械、道具や器具を使用中の場合は、直ちに中止させ安全に処理させる。 ○ 生徒が自分勝手な行動をとらないよう行動の把握に努める。

授業中【体育館（武道場）・校庭・中庭・プール等にいる時】	
発生時の第一行動	○ 騒いだり、奇声を上げたりしないこと。 ○ 屋内にいるときは、窓や壁際から、屋外にいる時は建物や施設から素早く離れ中央部に集合し、身を低くすること。 ○ 教職員の指示を静かに最後まで聞くこと。 ○ 揺れがおさまるまで、自分勝手な行動をしないこと。
避難行動	○ 騒いだり、走り回ったり、押し合ったりしないで、素早く行動すること。 ○ 教職員が近くにいない場合は、校内放送の指示や教職員が来るまで、落ち着いてその場所で待機すること。
教職員の指示と行動	○ 大声で、指示の徹底を図る。 ○ 窓や壁際、建物等から速やかに離れ、中央部に集合させ、揺れが収まるまで身を低くさせる。 ○ プールで水泳中の時は、直ちに水中から上げ、素早く避難させる。 ○ 人員の掌握に努め、負傷者の有無や応急手当の必要性を確認する。

校外学習、野外活動、遠足、修学旅行等の時

教職員の指示と行動

- 建物外側の壁の落下、ブロック塀や石垣の倒壊、道路の地割れを注意し、広い場所に移動し、生徒に対しては、「安全で心配ない」ことを告げ、心の動揺を抑える。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 許可を得て、最寄りの学校や公共施設に避難する。
- 人員の正確な把握に努め、安全な場所に避難した場合には、状況等を素早く学校に連絡する。また、コースを変更する場合や通行止めによる渋滞等の場合など継続して学校に状況を連絡する。
- あらかじめ作成した非常の場合の行動計画に基づいた担当分担により、スムーズに落ち着いた対応ができるようにする。
- 携帯電話や携帯ラジオ等で正確な情報の収集に努め、その後の行動について、手際よく判断し指示する。

休憩時間中や放課後の部活動の時

教職員の指示と行動

- 発災時の第一行動は、廊下や階段にいるときは、その場で身をかがめ、落下物や倒壊物に注意しながら、放送や教職員による伝令等の指示を待つ。
- 教職員の指示は、校舎内外全体にゆきわたり、かつ、的確な指示が出せるように停電等を配慮した指示の方法と、避難経路や避難場所、人員把握の方法を確認しておく。
- 災害の状況を踏まえつつ、避難のための集団を編成し、校庭等の避難場所へ避難する。
- 休憩時間等の生徒の状況は、個人もしくは小グループで校舎内外に散っている状況が多いことを想定し、個人的な行動様式や主体的な判断による行動もできるようにする。

登校・下校時の行動

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま登校し教職員の指示に従う。
 - 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れが収まったら、通学路の安全を確認し、学校または自宅の近い方に避難する。特に問題がなければ、通学路をそのまま安全に注意しながら下校する。
 - 交通機関を利用している生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。
- ※登下校共に、事前に保護者の不在が明らかな場合は、学校へ避難をする。

地震発生時の安全な行動

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合は、カバンなどを頭にのせ、素早くその場所から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、素早く離れる。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台など安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んで狭い道路を通っている時は、できるだけ早く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所には近づかない。
- 倒れた電柱、垂れ下がった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

6 生徒の引き渡し

(1) 生徒の保護者への引き渡し

- ① 震災時における学校の対応など防災に関する計画を保護者に周知するとともに、生徒の引き渡しを円滑に行うため、緊急時の連絡カードを兼ねた引き渡しカードを年度当初に作成する。
 - ② 非常時において生徒の引き渡しカードに記載されている保護者または代理人が来校し、教員が身元確認を行った上で生徒を引き渡す。
- ※ 非常時の引き渡しを円滑に進めることができるようにするため、引き渡し訓練を年に1度設定し、実施する。

<生徒引き渡し・緊急時連絡カード>

生徒氏名		性別		学年 学級	年 組
住所					
保護者名		関係		電話	
緊急時連絡先	電話 ()				
避難場所					
引き取り者		本人との関係			
引き渡し日時	月	日	時	分	教職員名

※上記の内容を生徒個人カードに記載し、緊急時は職員室にいる教職員が生徒個人カードを全学年分持って避難行動をとる。

(2) 帰宅困難な生徒の保護体制

中学校における対応

ア 生徒が引き取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず、教職員が1人は側に付き沿い、生徒に安心感を与える。

イ 学校等緊急連絡メールを利用し、保護者へ学校引き取りの連絡を行う。
引き取り者が来るまで、生徒は学校で預かる。電話回線復旧後は勤務先、緊急連絡先に電話する。

日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

学校における防災体制について

(1) 年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置付けられているか。	
(2) より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	
(3) 地域防災拠点の防災訓練へ教職員、生徒の参加が計画されているか。	
(4) 「東海地震に関する情報」（東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報）や警戒宣言の意味するところを理解し、情報が発表された時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
(5) 地震発生時の学校の対応について、教職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	
(6) 夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	
(7) 地震発生時における教職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	
(8) 連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	
(9) 教職員が、校内の避難経路、生徒の避難集合場所を理解しているか。	
(10) 校内にある「放課後開放事業あいキッズ」「学童保育」など他の施設との連携を図っているか。	
(11) 非常持出しする重要書類を把握するとともに、持ち出す役割の者を定めているか。	
(12) プールに水を貯めた状態にしているか。	
(13) 地域安全マップの作成など地域の実状を把握しているか。	

学校施設・設備の安全点検リスト

提出先 教育委員会指導室 (FAX 03-3579-2649)

〈震災発生前〉 災害予防のための施設点検

1 物品の転倒防止点検

(1) 職員室・教室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止

天井から吊り下げた空調機や照明器具の固定の有無	
放送設備（スピーカー、モニターテレビ、ビデオプロジェクター）は きっちり固定されているか。	
大型可動式書架にストッパーがあるか。	
収納戸棚、重ね書庫は固定しているか。	
黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は固定しているか。	
下駄箱、ロッカーは固定しているか。	
厨房機器類は固定しているか。	
その他（ ）	

(2) 理科室の地震対策の点検

実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置をしているか。	
薬品容器の転倒・落下防止措置はしているか。	
所要の火災防止措置はしているか。	
危険薬品を適切に保管しているか。	
その他（ ）	

(3) 図書室の書架等の点検

書架を固定しているか。	
書架と書架を連結するなど転倒防止措置をしているか。	
可動式書架にストッパーがあるか。	

2 避難経路の点検		
	非常階段の点検	
	校舎棟からの非常出入口の点検	
	職員室・特別教室からの出入口確保	
	避難場所への経路の確保	
	特別支援学級の避難方法の確認と避難用具・避難経路の確保	
3 落下危険物の点検		
	外壁の点検	
	ガラスの点検	
	屋根の点検	
	屋上や底上の水槽の点検	
	アンテナ・避雷針の点検	
	空気調整屋外機器等の点検	
4 防災施設の点検		
	出火防止	
	ガス器具の耐震緊急遮断機の有無	
	石油ストーブの耐震安全装置設置の有無	
	ボイラーの耐震安全装置設置の有無	
	消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無	
	危険物点検	
	薬品の保管方法の安全性点検	
	灯油・ガソリン類の適切な保管	
	ガスボンベの保管方法・転倒防止策の実施	
5 倒壊危険物の点検		
	門の点検	
	囲障の点検	
	擁壁の点検	
	屋外電気設備の点検	
	自転車置き場の点検	

F A X 送信書

東海地震注意情報・予知情報・警戒宣言への対応状況報告書

提出先 教育委員会指導室 (FAX 03-3579-2649)

板橋区立	学校	記入者氏名
年	月	日
午前・午後	時	分現在

対策本部設置状況			設置済 ・ 未設置		
生徒等の状況 ※その他は、欠席等で学校の管理下でない生徒等の数	学年	在籍	保護	下校	その他
	7				
	8				
	9				
	合計				
保護した生徒等の状況（具体的理由等）					
学校と地域・住民等との状況（避難者対応等）					

F A X 送 信 書

教育委員会指導室（FAX 03-3579-2649）

地震発生時における被害状況等の報告

報告日 令和 年 月 日

午前・午後 時 分現在

区 名	板 橋 区		学 校 名	板橋区立 校長名	学 校
在籍生徒数		名	欠席生徒数		名
在籍教職員数 (臨任・非常勤を含む)		名	在籍教職員数 (臨任・非常勤を含む)		名

被害の有無 あり・なし（被害ありの場合は、下記の欄に記入する）								
被 害 状 況		教職員	生徒	被 害 施 設 状 況		校 舎	体育館	校 庭
	死亡者				小破			
	重傷者数				中破			
	軽傷者数				大破			

（施設被害状況に○を表示）

大震災による被害状況詳細報告 F A X 送信書

様式－５

提出先 教育委員会指導室 (FAX 03-3579-2649)

「大震災発生後 7 日以内に報告」

板橋区立	学校	記入者氏名
年	月	日 () 午前・午後
		時
		分現在

生徒、教職員の被災状況

	在籍数	被害なし	死者	行方不明	重症	軽症	負傷程度不明
生徒							
教職員							

特記事項 (死亡者名等)

生徒の保護者への引き渡し状況

保護者に引き渡しが行っている生徒	名
学校で保護している生徒	名
その他	名

臨時休校の決定

未・済	期 間	年	月 ()	～	年	日 ()
-----	-----	---	-------	---	---	-------

建物の大きな被害状況 (建物名、被害箇所、被害程度 (全壊、半壊、一部破損等))

建物名	被害状況 (簡潔に)

ライフラインの被害状況

電気	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()
ガス	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()
水道	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()
電話	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()
防災無線	使用 可 ・ 不可	被害状況 ()

プールの被害状況

プールの水漏れ	有 ・ 無	避難者数 (地域防災拠点)
トイレの使用の可否	世帯数	世帯
すべて使用可能	人数	名
一部使用可能 (箇所)		
使用不可能		

連絡事項 (被害の概要、火災の有無)

--

学校教育活動再開見通し報告 F A X 送信書

様式— 6

提出先 教育委員会指導室（０３－３５７９－２６４９）

板橋区			学校			記入者職・氏名		
年	月	日	午前・午後			時	分	現在
仮登校日	月	日	午前・午後			時	分	

登校可能な生徒の人数											
学年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	在籍全生徒数
人数											名
勤務可能な教職員の人数											
	校長	副校長	教員	養護	栄養	給食	事務	技能	その他	計	在籍全教職員数
人数											名
不足する教科書の状況											
学 年	教 科		冊 数		学 年	教 科		冊 数			
不足する学用品の状況											
学用品名			数 量		備 考						
不足する教材・教具の状況											
教材・教具名			数 量		被害状況・復旧見込み等						
その他連絡事項（転校希望者数など）											

危機管理マニュアル

I 緊急時の対応について

『生徒の安全確保を第一に！』

～マニュアルに基づいた行動が基本

同時に状況により臨機応変で柔軟な対応を！～

情報を正確に把握 → 対応を決定 → 全教職員・生徒に連絡 (第一報を迅速に！) (生命・安全確保) (連絡内容の吟味)

1 連絡体制

緊急情報 → 校長・副校長 → 学年主任 → 全教職員

(主幹教諭・生活指導主任)

2 連絡先

各家庭(保護者)

板橋区教育委員会 3579-2603

板橋警察署 3964-0110

板橋消防署 3974-0119

3 学校情報の発信

緊急連絡メール

学校HP(携帯用災害連絡掲示板)

災害伝言ダイヤル「117」

緊急時引き渡し名簿

その他(校門への掲示板)

Ⅱ 具体的な対応について

その1 震度5弱以上の地震(詳細は防災計画)

『生徒の安全確保を第一に考えて！』

- ・第一波から身を守らせる。
- ・第一波後は生徒の動揺を鎮めて、余震での被害を最小限に。

地震発生→避難→人員確認・被害状況把握 …ここまではどんな地震も共通

- ①校長が判断し、全教職員を招集し、状況及び今後の動きを確認する。
- ②管理職不在の場合は、主幹教諭、生活指導主任が全教諭を招集し、状況及び今後の動きを確認する。
- ③学校内、通学路の安全点検を実施する。
- ④被害の状況、引き渡しについて学校HP、校門に掲示する。
- ⑤引取に来た保護者に引き渡し名簿で確認して、引き渡す。
- ⑥一定時間経過後は生徒を体育館(または安全な場所)に避難させる。保護者を待つ。
※年度当初に震度5弱以上の場合は引き渡しになることを知らせて、引き渡し名簿を作成してもらう。
※引き渡し訓練を工夫して実施する。(様々な場面を想定して行う)

その2 自然災害(異常気象による風水害等)の場合

『正確な情報の把握の基に行動させる！』

校長が集団下校を必要だと判断した場合

- ①校長が判断し、全職員を招集し、状況及び今後の動きを確認する。
- ②緊急連絡網で保護者に連絡する。また学校HP、校門に掲示する。
- ③体育館等で集団下校班になり、解散地点まで職員の引率で送り届ける。学区外で家の遠い生徒については、年度当初に保護者に学校まで迎えにきてもらうことも依頼しておく。
※PTA会長、教育委員会に、臨時の集団下校情報を連絡する。

その3 火災が起きた場合

『火元から離れる！煙を吸わないようにする！』

- ①火災発生を確認する。
- ②生徒及び全職員に火災の発生と発生場所を知らせ、避難開始を指示する。
- ③1次避難は、砂場の前。避難完了後、人数確認をおこない副校長に報告する。
- ④関係機関への報告、及び各家庭への情報提供の内容と方法を考える。窓口を一本化する。
(副校長)
※PTA会長、教育委員会に、臨時の集団下校情報を連絡する。
- ⑤三次避難場所は、「都立城北中央公園」とする。
- ⑥教育委員会への報告をする。

その4 不審者侵入の場合

『不審者を学校に入れない！

生徒に近づけない！

目の前にいる生徒の命を守る！』

～不審者を取り押さえることは危険。生徒と自らの生命を守る
生徒は危険を予測して、自らの機転も働かせて生命を守る～

- ・生徒が登校完了したら、門は半開状態にする。
- ・来校者には昇降口から入ってもらい、必ず事務室の受付を通ってもらう。
- ・来校者には挨拶をしてから、用件を聞くなど積極的に声をかける。
- ・不審に思ったときは、背中を見せず、1メートル以上離れて対応する。
第一段階「私は本校教員の〇〇です」「どのようなご用件でしょうか」
第二段階「再度お尋ねします。お名前とご用件を教えてください」
第三段階「あなたが応じない場合は、あなたを不審者と見なして警察に通報します」
- ・逃げられたら、すぐに複数の教職員に知らせる。大声で叫ぶか「不審者発見～。逃げた～」事務室か職員室に知らせる。
- ・躊躇せず警報機を鳴らし、警察に通報する。

校内に不審者が侵入した場合

授業中

- ① 情報を経た時点で職員室に連絡。警報機を鳴らす。
職員が複数いる場合は、さす又や木刀を使って侵入を出来る限り阻止し、通報や避難の時間を作る。
- ② 管理職または情報を得た職員は、生徒に放送で不審者が侵入したことを知らせる。
同時に警察に通報する。(5分以内に到着する)

※緊急連絡放送の暗号について

不審者 ○番（1～4）・・・場所（階数）

※普段、校長への放送は行わないので、この放送が入った時点で**不審者が侵入したと判断する。**

（例）「校長先生、○番にお電話です。」

- ③教室ではドアと窓の鍵を閉め、生徒を窓側に集める。ドアには机を寄せて、扉が閉められる場合は閉め、不審者が簡単に侵入できないようにする。教員は椅子等を持ち、防御の姿勢をとり待機する。生徒は声を出さずに待つ。
- ④手の空いている教職員は、不審者が生徒や教室に近づかないようにさす又や棒などを使い、壁側に追いやり警察到着までの時間を作る。「今警察を呼んだ」「おとなしくしなさい」1メートル以上離れる。
- ⑤不審者が確保されたら、放送で知らせ（「不審者は警察により確保されました。各学年で人員点呼をして報告して下さい」）、各学級の人員確認をおこなう。教科担任は教室に生徒と待期する。学年主任等が副校長へ報告する。（怪我の有無や精神的動揺の報告）
- ⑥必要があれば体育館に避難し、全体指導をおこなう。
- ⑦負傷者が出た場合、119番通報して、その間に応急手当をおこなう。
- ⑧関係機関（教育委員会）への報告、及び各家庭への情報提供（お知らせ、学校HP）を準備する。
- ⑨報道機関への対応を、管理職を窓口におこなう。

授業以外

① ②は授業中に準ずる。

「校長先生、〇番にお電話です。」

③教室以外（トイレ、廊下、階段等）にいた場合は、速やかに一番近くの普通教室、体育館に避難する。校庭にいた場合は、校庭中央に集まって、教員が来るのを待って移動する。教室にいた場合は授業中に準ずる。

以下は授業中の④⑤⑥⑦⑧⑨に準ずる。

※③の教室以外の場所から、近くの教室や体育館、校庭中央に速やかに逃げ込み、扉を閉めてバリケードを作ることを見学から指導しておく。

※バリケードはイスや机を積み上げる方法と、扉の鍵を閉めることで二重に作る。不審者に崩されても机と椅子が散乱し、侵入を遅らせることができる）

学校の近くに不審者が出没している場合

授業中

①情報を得た時点で管理職が判断し、全職員を招集し状況を説明する。

②管理職不在の場合は、主幹教諭、生活指導主任が全職員を招集し状況を説明する。

③生徒を校舎内に入れ、念のため施錠し待期する。

④下校の仕方（複数下校～集団下校）、各家庭への情報提供（お知らせ）、生徒への指導内容の統一、下校後の注意点などを確認する。場合によっては、学活時に放送で指示をおこなう。

⑤下校指導後に下校させる。状況に応じて地域パトロールを実施する。

放課後

①情報を得た時点で管理職が判断し、全職員を招集し状況を説明する。

②手分けして地域パトロール（集団下校担当エリア）を実施する。

③板橋警察生活安全課に情報提供をおこなう。被害にあった生徒がいた場合は、生徒の怪我や精神的な動揺に注意しながら家庭と連絡を密にしながらケアする。

※生徒には不審者に出会ったら、大声でまわりの大人に知らせること、その場から逃げることを、日頃から指導しておく。

その5 生徒の行方がわからない場合

『正確な情報の収集と把握を！』

始業後

- ①始業時に生徒がいない場合は、副担任を中心に家庭と電話連絡を取る。
 - ・登校途中に行方不明となり、置き手紙等の不審な状況がある場合は、保護者に警察に捜索願いを出してもらおう。全教職員を招集し状況を説明して、授業のない教職員で通学路を探す。
 - ・学校に登校後であれば、校内を教職員で手分けして捜索する。

下校後・放課後

- ①情報を得た時点で管理職が判断し、全職員を招集し状況を説明する。
- ②生徒についての情報（その日の服装や持ち物、特徴、顔写真、友達関係、立ち寄りそうな場所等）の提供を担当（学年）がおこなう。
- ③さらに情報の収集をおこなう。情報窓口は副校長。担任は保護者と連絡を絶やさない。
- ④捜索の分担を割り当て、自転車・徒歩で捜索する。携帯電話で15分ごとの連絡を入れるなど、簡単な取り決めのもとに動く。
- ⑤警察への通報が必要になった場合、最終的に保護者の判断で通報してもらう。
- ⑥時間を区切り、見つからない場合は一旦職員を招集して、その後の対応を決定する。
- ⑦関係機関、マスコミ等の対応窓口は副校長に一本化する。
- ⑧安全が確認された場合は、生徒の様子や状況を把握し、指導に役立てる。精神的に動揺がある場合は、担任を中心にしてケアに務める。